

## 登別市立小中学校記念行事費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市立小中学校の記念行事を行う団体に対し、予算の範囲内で登別市立小中学校記念行事費交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金は、登別市立小中学校の記念行事を実施する団体に対し交付する。

(交付対象行事)

第3条 交付金は、前条の団体が行う記念行事のうち、次に掲げるものに対し交付する。

(1) 開校記念行事

(2) その他これに準ずる記念行事

(交付金額)

第4条 前条の記念行事に対する交付金は、別表の交付金交付基準以内の額とする。

(交付金の申請)

第5条 第3条の記念行事を実施する団体は、行事を実施しようとする日の15日前までに登別市立小中学校記念行事費交付金交付申請書（別記様式第1号）及び交付申請額明細書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 前条の申請を受理したときは、これを審査し、交付金を交付すべきであると決定したときは、交付の条件等必要な事項を定めた交付決定通知書（登別市補助金等の事務取扱に関する規則第4条に規定する補助金等交付決定通知書及び補助金等変更交付決定通知書をいう。以下同じ。）をもって決定通知を行う。

(交付金の交付)

第7条 交付金の交付は、申請団体の請求により交付する。この場合、請求書には交付決定通知書の謄本を添付しなければならない。

(報告)

第8条 交付金の交付を受けた団体は、当該行事終了後20日以内に記念行事終了報告書（別記様式第3号）及び交付金精算明細書（別記様式第4号）により報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年訓令第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年2月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第172号）

この告示は、平成30年8月30日から施行する。

別表（第4条関係）

交付金交付基準

行事区分	交付基準及び交付額	備考
式典経費	1校 40,000円	市及び教育委員会が表彰する経費は含まない。
記念印刷物経費	6学級以下 20,000円 7学級以上15学級以下 40,000円 16学級以上 60,000円	
児童生徒等記念品経費	児童生徒等1人につき 200円	
祝賀会経費	6学級以下 20,000円 7学級以上15学級以下 40,000円 16学級以上 80,000円	
校歌制定経費	1校 60,000円	新設開校記念行事のみ交付する。
雑費	1校 40,000円	

注

学級数、児童生徒等数は、記念行事を行う日の予定数とする。  
単復校は、1校とする。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

登別市長 様

住所

団体名

代表者氏名

印

登別市立小中学校記念行事費交付金交付申請書

登別市立小中学校記念行事に対する交付金を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 記念行事の名称
- 3 記念行事実施日 年 月 日

別記様式第2号（第5条関係）

交付申請額明細書

行事区分	交付基準及び交付申請額	左の実施内訳
式典経費		
記念印刷物経費		
児童生徒等記念品経費		
祝賀会経費		
校歌制定経費		
雑費		
合計		

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

登別市長 様

住所

団体名

代表者氏名

印

記念行事終了報告書

年 月 日登 第 号により交付を受けた交付金について、その行事が終了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 交付金精算額 円
- 2 記念行事の名称
- 3 記念行事実施日 年 月 日

別記様式第4号（第8条関係）

交付金精算明細書

行事区分	精算額	左の内訳
式典経費		
記念印刷物経費		
児童生徒等記念品経費		
祝賀会経費		
校歌制定経費		
雑費		
合計		